

令和3年

第6回福岡県教育委員会会議（臨時会）会議録

日 時 令和3年3月23日（火）
開会 14時02分 閉会 14時55分

場 所 福岡県庁4階 教育委員会会議室

【議事等】

1 議事

第11号議案 教職員の働き方改革取組指針の改定について

第12号議案 市町村立学校長の人事について

第13号議案 県立学校長の人事について

第14号議案 県立学校事務職員の人事について

第15号議案 事務局等職員の人事について

【内 容】

1 出席者

教育長：城戸秀明

委 員：宮本美代子、前田恵理、堤康博、久保竜二

2 欠席者

木下比奈子

3 出席職員

教育監 寺崎雅巳、教育総務部長 上田哲子、教育振興部長 日高公德、
総務企画課長 松永一雄、教職員課長 田中直喜、体育スポーツ健康課 鶴英樹 外

4 傍聴者等数

なし

5 議事録

【城戸教育長】

ただ今から第6回教育委員会会議臨時会を開催いたします。

本日の案件につきましてはお手許に配布している資料のとおりでございます。

審議に入ります前に、非公開発議の有無を確認します。非公開で審議することが適当なものはないでしょうか。

<久保委員が挙手>

【久保委員】

第12号議案から第15号議案は人事に関する案件ですので、非公開とする発議をいたします。

【城戸教育長】

ただいま、久保委員から非公開の発議がありましたので採決をとりたいと思います。非公開に賛成の方は挙手をお願いします。

< 全 員 が 挙 手 >

【城戸教育長】

全員賛成でございますので、第12号議案から第15号議案につきましては非公開といたします。他にはございませんでしょうか。

< な し >

【城戸教育長】

ないようですので、以上で非公開の発議の確認を終わります。

よって、本日の会議は、公開にて第11号議案を審議した後に非公開にて第12号議案から第15号議案を審議することといたします。

それでは、第11号議案「教職員の働き方取組指針の改定について」を田中教職員課長お願いします。

○第11号議案 教職員の働き方改革取組指針の改定について

【田中教職員課長】

それでは、第11号議案について御説明いたします。

< 田中教職員課長が資料に沿って説明 >

【田中教職員課長】

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いします。

【城戸教育長】

それでは本議案について御意見や御質問をお願いいたします。

【堤委員】

5ページについて、市町村教育委員会に対しても、時間外在校等時間の上限に関する方針を教育委員会規則等で定めるよう働きかける、というのは県教委に強制力があるというわけではないですね。

市町村立の学校については、市町村教育委員会が管轄し、県立は県教育委員会が行

うということでしょうか。

【田中教職員課長】

そのとおりです。

【城戸教育長】

他にございませんか。

【宮本委員】

7ページについて、今後の具体的な取組を4つの観点から記載されているのですが、(2)～(4)は割と具体的に書かれていますが、(1)の意識改革をどのように進めていくのでしょうか。

【田中教職員課長】

挙げております4つの観点で、(1)と(2)～(4)は、質が違います。意識改革につきましては、意識改革だけで時間が短くなるとは考えておりませんが、(2)～(4)の具体的な方策を実施するにあたって、意識改革がなければ達成できない。早く帰ることが、例えば良いことであるとか、行政の世界でも定時退庁日が定着してきており、一斉消灯という取組がございます。一斉消灯の取組が始まる前は、仕事が多いのでそのようなことはできないという意見が大多数でございましたが、今では全庁的に行われております。

まずは帰れないではなく、仕事を次の日に回してでも1日帰ってみる、やったらできないことはない。という小さな成功体験を繰り返しながら事務の効率化を早く帰ることと直結させていこう、ということで第一に意識改革としております。

【宮本委員】

早く帰っていただいて、どういう生活をしていただきたいということの定義はあるのですか。

【田中教職員課長】

教員の働き方改革というものは、目指すべきところは教育活動の充実でございますし、全体の時間を減らしながら、その一部を生徒と向き合う時間、教育本来のものに振り替えるということで、全体の縮小と質の転換を目指しています。

【城戸教育長】

他にございませんか。

【前田委員】

9ページの⑤時差通勤の推進・在宅勤務の実施について、実施方法の実施例に具体的にシフトA・Bというものがありますが、企業の場合は、時差通勤がしやすいと思うのですが、学校の場合は、ある登校時間に数百人の子供たちが登校してくる。一番忙しい時間は朝であり、その時間帯に人が少なくなるため、本当に個々の職員について異なるシフトを割振ることは可能なのでしょうか。

また、シフトAが8時20分から16時50分、シフトBが10時30分から19時ですが、シフトAの人は、19時まで学校があいているので、16時50分をもって退校できるのか心配です。

在宅勤務というところですが、USB等を持ち帰るかと思いますが、十分に情報セキュリティの確保がされるのでしょうか。

【田中教職員課長】

まず時差通勤でございますが、小学校をイメージするとできません。高校の場合は、持ち時間としては1日3時間程度授業をしています。これを朝の1・2時間目に授業を持たずに、3時間目以降に授業を持たせ、その方が部活動を指導する場合には、遅番とするということになります。

単位制の学校というものは、生徒もバラバラに来ますし、昼くらいに朝礼といいますか、連絡事項を行うというものもあります。例えば、博多青松高校は12時間学校が開いておりまして、生徒は決まった時間ではなく、教員は3つにシフトを分けて勤務しております。よって、朝、職員が職員朝礼をするという概念はありません。教員の数としては、クラス数の倍近くおりますので、登校指導等するにしても人数は足りておりますので、可能ではないかと考えております。

次に在宅勤務ですが、今のところコロナで休校の時に在宅勤務を実施しておりました。今後は夏休み等の際に、主に教材研究や教材作成という個人情報を扱わなくても行える仕事も多くありますので、個人情報を扱うもの以外と考えております。

【久保委員】

参考資料3ページの部活動休養日の実施状況について、実際休養している学校と休養していない学校があるかと思いますが、休養日の有無により大会の成績に差が生じていないのでしょうか。

部活動休養日の実施状況の単位%とありますが、母数は、学校数のパーセントでしょうか、それとも学校によって野球部はしているけどサッカー部はしていないというよう

な部活動数のパーセントでしょうか。

また、実際にできていない部活動について、顧問や校長の考えで絶対休むということであれば休めるのか、それともその他の色々なしがらみがありできていないのでしょうか。

【鶴体育スポーツ健康課長】

まず、休養日の有無により、競技成績に差があるかということについて、県教育委員会としては調査していないのですが、高等学校体育連盟の研究部会において、本年度、調査研究が行われております。その中で、休養日の有無によって、競技成績の差はない、と発表がなされておりました。

次に3ページの部活動休養日の実施状況の表の単位%は、学校ごとのパーセントになります。部活動数ではございません。

【久保委員】

学校ごとであれば、全部の部活動が休養日を設定していることでよろしいでしょうか。

【鶴体育スポーツ健康課長】

例えば、週2日以上設定している8割以上の部活動が実際に休養している34.9%は、1つの学校で8割以上の部活動が週2日以上休んでいるという見方になります。

また、休養日をとれていないということについては、学校で、というよりも、それぞれ部活動によって差があります。よって校長ということもありますが、部活動の顧問の指導方法によるものかと認識しております。こちらについては、体育スポーツ健康課において、半年に一度、全ての部活動で調査を行っております。現状でいえば、8割近くの部活動が週2日きちんと休養日をとれている、2割弱がまだ休養日をとれていない状況です。よって、個別の部活動ごとに校長を通じて、休養日等の取得について徹底するよう指導を続けております。

【久保委員】

分かりました。

【城戸教育長】

他にございませんか。

【堤委員】

個別の内容ではなく、今後の検証についてどのようにお考えでしょうか。実際、これから取り組んでいきますが、勤務時間を短くして、内容を充実するということは、基本的に相反することを達成しようとしているため、難しいと思います。考えられることは、勤務時間外に仕事が単にシフトしてしまっただろうもない、タスクシフト、タスクチェンジのように他のところに仕事を持って行って、見た目上は、勤務時間は短くなっているが、外注したところが増えているだけということも考えられますし、サービスメニューの減少や低下も考えられます。

また、業務改善の推進は、物理的な部分で改善できる仕組で削っていった方がよいと思います。削っていくとそこにひずみができたり、慣れるまで時間がかかるので、本当に効果的に削減されるのに時間がかかるかと思います。そのような現象について何か御意見があればお願いします。

【田中教職員課長】

学校全体の状況を把握するのはまだ先かと思いますが、超過勤務については、ICカード等で今正確に把握しておりますので、例えば大幅に減ったところ、そこについては、どういう面が減ったのか、逆にどういうことができるようになったのかは、職員に対するサンプル調査のアンケートによって、達成度や満足度をまず調査したいと考えております。

先ほど申しましたとおり、時間を減らすということは一つの目標ではありますが、仕事の質を変える、事務仕事のようなところから、本来の教育、生徒と向き合う時間を増やすということが目的ですので、これについて教員自身の評価なり印象なりを指標とする必要があります。

【城戸教育長】

他にございませんか。

【宮本委員】

去年はコロナの影響で学校が休校になったこと、予算の報告で、先生の出張がなくなったから、この部分のお金が余りましたという報告を受けたのですが、本来出張が不要なものだったのか、それともしかたなく出張を取りやめにしたのか、行かなくてすむのであれば、これからも減らしていけばいいと思うのですが、いかがでしょうか。

【田中教職員課長】

コロナについては、教育で大きな悪影響がありましたが、働き方改革という面では大きなプラスであったと思います。今まで当たり前になっていた職員会議や出張がなくなりました。しかし、行くべき出張は行く必要があります。なくなった出張については戻さ

ずに、必要がなかったものであることを前提に、来年度一つ一つ検証していく必要があるかと思えます。

【城戸教育長】

他にございませんか。

< な し >

【城戸教育長】

特にないようですので、本議案について可決いたします。

<以降非公開審議となった>

○第12号議案 市町村立学校長の人事について

市町村立学校長の人事について、審議の結果、原案どおり可決した。

○第13号議案 県立学校長の人事について

県立学校長の人事について、審議の結果、原案どおり可決した。

○第14号議案 県立学校事務職員の人事について

県立学校事務職員の人事について、審議の結果、原案どおり可決した。

○第15号議案 事務局等職員の人事について

事務局等職員の人事について、審議の結果、原案どおり可決した。

(14 : 55)